



## みなさんの疑問にお答えします

### 警戒区域内に住んでいます。どうすればよいですか？

お住まいの地域は津波が発生した場合、浸水する可能性があります。想定されている津波の深さ（基準水位）を確認し、自分や家族がどのように避難すればよいか考えてみましょう。

### 指定された警戒区域はどこで確認できますか？

区域指定の公示後、その区域が位置する市町村の担当窓口や土木事務所において閲覧が可能です。また、県のホームページでも確認することができます。

### 警戒区域に指定されていない区域は浸水しませんか？

警戒区域は、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波を想定し、その津波による浸水シミュレーション結果を基に指定しています。

ただし、実際に発生する津波の浸水範囲や浸水深は、地面の凹凸や建造物の影響により、区域外でも浸水が発生したり、局所的に浸水深が大きくなる可能性があります。

### 警戒区域に指定されると住宅等の建築が制限されますか？

区域内において、建築物の建築やそれに伴う開発行為が制限されることはありません。

## 確認してみましょう

### どのくらい浸水する？ どこに逃げる？

- 自宅等が浸水する深さ  
基準水位 \_\_\_\_\_メートル
- 避難する高台の場所  
(高さ) \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ 階)
- 高台までの移動時間 \_\_\_\_\_ 分

各市町村の  
防災情報はこちらから



夜間の避難経路も確認しよう！ 懐中電灯などあかりの準備も忘れずに！

## もっと詳しく知りたい方は（インターネット(パソコン/スマホ)）



### 津波防災地域づくりに関する法律

国土交通省ホームページで

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/point/tsunamibousai.html>



### 大分県の津波浸水想定

大分県ホームページで

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/18700/tsunamisinsui.html>



### 大分県の津波災害警戒区域(基準水位)

大分県ホームページで

<https://www.pref.oita.jp/site/tsunami-keikaikuiki/>



〈パンフレットに関する問い合わせ先〉

大分県 土木建築部 建設政策課 企画・アセットマネジメント推進班 電話番号:097-506-4559

令和5年10月

# 津波からの確実な 避難に向けて

～「津波災害警戒区域」指定のお知らせ～

『なんとしても人命を守る』



大分県

## 「津波災害警戒区域」の指定

平成23年3月の東日本大震災では、想定をはるかに超える大津波により、広範なエリアで甚大な被害が発生しました。これを受け、『津波防災地域づくりに関する法律』が平成23年12月に成立し、津波被害を防止又は軽減する効果の高い地域整備の方針が定められました。県では、平成26年3月に、南海トラフ地震等により発生する最大津波を想定した「津波浸水想定図」を公表し、これを基に市町村において「津波ハザードマップ」などが作成されています。今回、この津波浸水想定を踏まえ「津波災害警戒区域」を指定し、より確実な津波防災地域づくりを進めていきます。

### 〈津波防災地域づくりに関する法律の流れ〉



## 「津波災害警戒区域」ってなに？

いざという時に津波から『逃げる』ことができるよう津波災害に備える必要があるエリアです。

区域内の各人が津波災害のリスクを十分に理解し、平時から避難場所・避難方法・避難経路を確認するなど防災意識を高めることが重要です。

**建築や開発行為の規制はありません**



## 区域内の事業者(施設所有者・管理者)のみなさまへ

### (市町村)地域防災計画に位置付け

円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設

### (事業者)避難確保計画の作成

・市町村長に報告  
・公表

### (事業者)避難訓練の実施

・結果を市町村長に報告

市町村の地域防災計画に位置づけられた社会福祉施設や学校、医療施設などは、**避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務**づけられます。

※避難確保計画に定めること

- ・防災体制に関すること
- ・利用者の避難誘導に関すること
- ・避難訓練及び防災教育の実施に関すること

## 不動産業界のみなさまへ

津波災害警戒区域内の不動産の取引時には、宅地建物取引業法に規定している(施行規則第16条の4の3) **重要事項説明の義務**が生じます。



## 区域内の住民のみなさまへ

自分や家族がどのように避難すればよいか考えてみましょう。

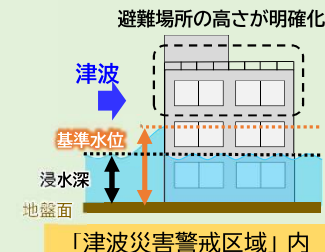


- (1) 自宅や学校、職場などの浸水する深さ(基準水位)を確認しましょう
- (2) お住まいの市町村の「津波ハザードマップ」などで、近くの安全な高台を探し、避難経路を想定しましょう
- (3) 想定した避難経路を歩いて、危険箇所がないか確認しましょう
- (4) 高台や津波避難ビル等に実際に登ってみましょう



### 基準水位とは・・・？

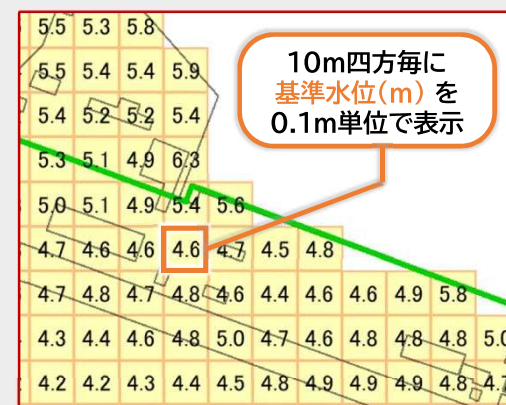
想定した最大クラスの大津波が建物に衝突した際のせり上がり(水位上昇)を考慮した水位であり、地盤面からの高さで表示します。



### 「津波浸水想定図(津波ハザードマップ)」と「津波災害警戒区域図」の違い



追加  
○「浸水範囲」と「警戒区域」は同じエリアです。  
○公表済の津波浸水想定図に加えて区域図で「基準水位」を表示します。



津波災害警戒区域図 ※拡大表示

基準水位により、効率的な避難対策が可能に！

津波浸水想定(津波ハザードマップ)	0.3~1m	1~2m	4~5m	5~10m
基準水位	0.6m	1.7m	4.6m	6.3m

詳細な浸水深さが表示されることで、津波から避難する上で有効な高さを想定でき、避難施設などの効率的な整備の目安となります。

大分市、佐伯市、臼杵市、津久見市は「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定され、既に津波ハザードマップの作成など警戒避難体制の整備が義務付けられています。「津波災害警戒区域」に指定することで、警戒避難体制が必要な区域であることを改めて周知します。